

浦安市規則第44号

浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等 補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、私立保育所等が行う衛生用品等の必要な物資の購入等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 私立保育所等 次の各号のいずれかに該当するものであって、市内に存するものをいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所
 - ウ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
 - エ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域
子ども・子育て支援事業として実施する同条第10号に規定する一時預かり
事業を行う事業所であって、地方公共団体が運営するもの以外のもの
キ 子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業
として実施する同条第11号に規定する病児保育事業を行う事業所であっ
て、地方公共団体が運営するもの以外のもの

ク 浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）第2
条第3号に規定する簡易保育所
（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、私立保育所等の運営事業
者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費及び補助上限額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助上限額又は補助対象経費の実支出額から
寄附金その他補助対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少な
い方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これ
を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浦安市私立保育所等新型コロナ
ウイルス感染症対策備品購入費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に、
次の掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請をする場合に、別表の補助対象経費の欄に掲げる(1)及び(2)の
いずれかの経費のみを対象として申請することはできない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審
査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市私立保育所等新型コロナウイ
ルス感染症対策備品購入費等補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様
式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金交付請求書（別記第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条）

区分	補助対象経費	補助上限額
補助対象者のうち、第2条第2号アからオまで及びクに該当するもの	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の対応のための、かかり増し経費及び研修費</p> <p>(2) 施設等で購入するマスク、消毒液等の衛生用品その他の感染防止のための備品の購入費、リース料及び導入費用、施設等の消毒に係る委託料並びに感染症の予防のための広報及び啓発に係る経費</p>	<p>定員19人以下の施設については、300,000円</p> <p>定員20人以上59人以下の施設については、400,000円</p> <p>定員60人以上の施設については、500,000円</p>
補助対象者のうち、第2条第2号カ及びキに該当するもの	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の対応のための、かかり増し経費及び研修費</p> <p>(2) 施設等で購入するマスク、消毒液等の衛生用品その他の感染防止のための備品の購入</p>	300,000円

	費、リース料及び 導入費用、施設等 の消毒に係る委託 料並びに感染症の 予防のための広報 及び啓発に係る経 費	
--	---	--

備考

- 1 この表における「かかり増し経費」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 職員が勤務時間外等に施設等の消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当及び非常勤職員を雇い上げた場合の賃金
 - (2) 施設の感染防止対策の一環として職員個人が施設及び日常生活において必要とする、手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウエストポーチ、ガウン、タオルその他の感染防止対策に係る備品の購入費
- 2 この表における「定員」とは、次に掲げる定員で令和3年4月1日時点のものをいう。
 - (1) 補助対象者のうち第2条第2号ア、イ及びオに該当するものについては、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する利用定員
 - (2) 補助対象者のうち第2条第2号ウ及びエに該当するものについては、子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する利用定員
 - (3) 補助対象者のうち第2条第2号クに該当するものについては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に規定する入所定員
- 3 補助対象経費については、国又は他の地方公共団体からの補助金、寄附金その他の収入額を除くものとする。